

中山間地域農業農村総合整備事業実施要領

制定令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 2792 号
最終改正令和 8 年 4 月 7 日付け 7 農振第 3007 号

農林水産省農村振興局長

第 1 趣旨

- 1 中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 2707 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 2 の 1 に掲げる中山間地域総合整備事業（以下「総合整備事業」という。）の実施に当たっての運用及び取扱いについては、要綱によるほか、この要領に定めるところによる。
- 2 要綱第 2 の 2 に掲げる実施計画等策定事業（以下「実施計画等策定事業」という。）に係る運用については、要綱及び経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 構改 B 第 637 号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業の内容

- 1 総合整備事業の内容は、自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域（以下「中山間地域等」という。）において、農業生産基盤整備事業、農村振興環境整備事業を実施する事業とし、次の全てに該当する事業であること。
 - (1) 別表区分の欄 1 及び 2 の事業種類の欄に掲げる事業のうち 2 以上を行うもの。
 - (2) 別表区分の欄 1 の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち 1 以上を行うもの。
- 2 実施計画等策定事業の内容は、総合整備事業の実施に際し、当該事業に必要な諸条件について調査、計画又は設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業（以下「計画策定事業」という。）及び換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況、関係農家の意向等の把握、事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行う事業（以下「経営体育成促進換地等調整事業」という。）とする。

第 3 事業実施区域

本事業に係る要綱第 3 の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）

が別に定める要件は、次のとおりとする。

1 事業実施区域が次に掲げる要件を満たす中山間地域等であること。

(1) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域とは、次のいずれかの条件を満たす地域とする。

ア 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村

① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

③ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

④ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

⑥ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

イ アに準ずる地域であり、次のいずれかに該当する地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下（1）において同じ。）が特に必要と認める市町村

① アに掲げる各地域の要件を総合的に勘案して、それらと同等の自然的、社会的、経済的条件を有すると地方農政局長等が認める市町村。なお、この場合において、自然的条件については、市町村単位で判断して、(2)に規定する林野率及び農用地の主傾斜の要件と同等であると認められる場合も含めることができるものとする。

- ② 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）別表第 1 の第 11 号に定める指定地域を区域とするか、又は区域として含む市町村
- ウ 農業生産基盤整備事業のうち別表区分の欄 1 の事業種類の欄（9）に掲げる事業を実施する場合に当たっては、今後とも営農の継続が見込まれるものの、耕作放棄地の増大のおそれがある地域であって、アに掲げる各地域の要件を総合的に勘案して、それらと同様に自然的、経済的、社会的条件を有すると地方農政局長等が認める市町村
- （2） 農業生産基盤整備事業を実施する地域にあっては林野率が 50 パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の 50 パーセント以上を占める地域とする。
- 2 事業実施区域が次に定める要件を満たす地域であること。
- （1） 地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域で、以下のいずれかを満たす地域
- ① 販売額の増加
- ② 営農コストの削減
- ③ 集出荷・加工コストの削減
- （2） 地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域で、以下のいずれかを満たす地域
- ① 耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の再編・整序化等を計画し取り組む
- ② 水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等を計画し取り組む

第 4 事業実施主体

要綱第 4 の農村振興局長が別に定める者は、次に定めるとおりとする。

- 1 総合整備事業及び計画策定事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。
- 2 別表区分の欄 2 の事業種類の欄（5）又は（8）に掲げる事業を実施する場合にあっては、都道府県、市町村又は地域協議会等とする。
- 3 2 の地域協議会等とは、中山間地域の振興に資する協議会であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
- （1） 次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定め、かつ、地域協議会の全ての構成員がこれに同意していること。
- ア 目的
- イ 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局
- ウ 意思決定の方法
- エ 解散した場合の地位の承継者
- オ 事務処理及び会計処理の方法
- カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項
(2) 地域協議会の構成員に都道府県又は市町村を含んでいること。

- 4 総合整備事業を行うに当たっては、一の地区につき一の事業計画を作成し、事業の種類に応じて、一の事業計画につき一の事業実施主体が実施するものとする。
- 5 都道府県が実施する事業（以下「県営事業」という。）において、農業生産基盤整備事業のうち別表区分の欄 1 の事業種類の欄(9)に掲げる事業を実施する場合に当たっては、土地改良区等交換分合事業の実施を希望する者から申請があった場合は、当該土地改良区等が都道府県知事と協議して実施するものとする。
- 6 経営体育成促進換地等調整事業の実施主体は、土地改良区、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認める者とする。

第5 計画の作成

- 1 事業実施主体は、別紙運用の第3の1の(6)により承認された生産基盤保全・再編整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、地元住民等の意向が十分に反映され、農村振興の関連施策を総合的に講じること配慮された事業計画を作成するものとする。なお、事業計画は、農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針（平成13年8月3日付13農振第1194号農林水産事務次官、国総事第35号国土交通事務次官依命通知）に基づき作成される農村振興基本計画（以下「基本計画」という。）又は基本計画に準ずる計画（以下「準ずる計画」という。）に即した内容となっているものとする。

(1) 事業計画に定める事項

総合整備事業を実施することにより、地域の特色ある営農確立による農業者の所得確保や農地の粗放的利用を含めた土地基盤の再編や整序化、新たな就業機会の創出に資するよう定めるものであって、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく事業が本事業の中で実施される場合には、事業実施主体は、当該事業計画に次に掲げる事項を定めるほか、同法第7条及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第14条の2に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 基本計画等における事業計画の位置付け
- イ 事業の目的
- ウ 事業の目標及び指標
- エ 事業計画区域の範囲
- オ 工事計画
- カ 費用の総額及びその内容
- キ 工事の着手及び完了予定時期
- ク 事業実施主体

- ケ 効用
- コ 費用負担の方法及び資金計画
- サ 施設の予定管理者及び（予定）管理方法
- シ 地域住民活動の計画
- ス 関連事業
- セ 農村振興の関連施策

- (2) 事業計画の対象区域（以下「事業計画区域」という。）は、整備計画を作成した区域のうち、総合整備事業の受益地となる農業生産基盤の整備を実施することによって生産性の向上を図る農地の区域（以下「生産区域」という。）及び長期的な営農の再開が見込めない耕作放棄地又は地域での話し合いにより今後、従前の営農継続が困難であると見込まれる農用地において粗放的な管理を行う区域（以下「粗放的管理区域」という。）とする。
- (3) 総合整備事業を実施する生産区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 40 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域を対象として作成するものとする。ただし、農用地区域以外の一部の区域を含めて対象とせざるを得ない場合には、当該農用地区域以外の区域を対象とするものとする。
- (4) 都道府県知事が事業計画を作成する場合には、あらかじめ関係市町村長と十分連絡調整を図るとともに、都道府県知事は、事業計画を作成した場合には当該計画を当該市町村長に通知するものとする。
- (5) 別表区分の欄 2 の事業種類の欄(7)に掲げる事業で施設集約整備を実施するに当たっては、整備計画において、次に掲げる事項を定めるものとし、別記様式第 10 号その 2 によるものとする。

ア 計画の概要

イ 事業で撤去する農業生産、農村活性化等を目的として利用される施設（以下「農業農村施設」という。）の概要

ウ 農業農村施設の撤去に附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道、農道その他農業生産基盤施設（以下「農業集落道等」という。）の概要

エ 撤去施設の機能の集約先施設の概要及び利用計画

オ 撤去された農業農村施設用地の跡地利用計画

カ その他必要な事項

- 2 事業計画の作成に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条及び第 9 条に規定する農業振興地域整備計画その他の農業・農村の活性化に関する振興計画等との調和に配慮するとともに、地元関係者、関係団体等の意向を十分考慮しなければならない。
- 3 事業計画は、当該計画に定められた農業生産基盤、農村振興環境等の整備を総合的かつ集中的に施行することにより、その区域における農業生産活動の活性化と農村の健全な発展に寄与することが明らかなものでなければならない。

- 4 事業実施主体は、総合整備事業を実施するに当たって必要があるときは、土地改良法その他の法令による所要の手続を経るものとする。「所要の手続」とは、例えば土地改良事業の計画概要の公告、土地改良法第3条に規定する資格を有する者の同意徴収、土地改良区を設立する場合にあってはその認可申請、換地を伴う場合にあっては換地計画の決定手続などとする。なお、土地改良事業の計画概要は、別記様式第3号とすることができるものとする。
- 5 要綱第5の2の農村振興局長が別に定める事項は、次に定めるとおりとし、別記様式第9号によるものとする。
- (1) 地区の概要
 - (2) 地区における農用地の現況及び問題点
 - (3) 地域における農業の振興方向
 - (4) 第3の2に掲げる採択要件に係る方針
 - (5) 生産基盤整備の内容
 - (6) 営農支援の体制
- 6 1の準ずる計画とは、次の事項が検討されている計画とする。
- (1) 計画にかかる地域の情勢と診断
 - ア 地域の情勢
 - イ 地域の診断
 - (2) 計画に係る地域の将来像
 - ア 地域の将来の望ましい姿
 - イ 農村振興のテーマ
 - ウ 農村振興の目標
 - (3) 農村振興に関する施策の基本方針
 - ア 計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策
 - イ 推進プログラム
 - ウ 地域住民等の参加の方針
 - (4) その他農村の振興に関連する事項

第6 採択要件

- 1 要綱第6の1の農村振興局長が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。
- (1) 別表区分の欄1及び2の事業種類の欄に掲げる事業から2以上を実施し、かつ、別表区分の欄1の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち1以上の事業を行うものであって、その受益面積の合計が、おおむね10ヘクタール以上であること。ただし、別表区分の欄2の事業種類の欄(5)又は(7)に掲げる事業を実施する場合にあっては、受益面積の合計が、おおむね5ヘクタール以上であること。なお、別表区分の欄1の事業種類の欄(9)に掲げる事業を実施する場合には以下の要件を満たすものとする。
 - ア 事業計画区域の農地面積に対して、総合整備事業の受益地となる生産区

域の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること。
イ 事業計画区域は、生産区域において別に定める要件を満たす地域であること。

- (2) 農業の生産条件及び農村振興環境の整備の水準を勘案し、事業の種類が特定の事業のみに偏重することなく適切に組み合わせられており、これらの事業を総合的に実施することが適当と認められること。
- (3) 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。

2 総合整備事業を県営事業で実施する場合、以下に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 事業内容が、水利用に関する調整、ため池等の基幹的施設の整備、傾斜地における棚田整備等の低コスト工法の導入その他地域の環境、国土の保全等について高度な技術的判断を必要とすること。
- (2) 事業内容が、リゾート、観光、農村産業等導入等に関する広域的な計画と関連しており、事業の効率的な実施、効果の発現等の観点からこれらの計画及びこれらの計画に基づく事業との調整を必要とすること。
- (3) 別表区分の欄1の事業種類の欄(9)に掲げる事業を実施する場合、事業計画区域は、生産区域において次に掲げる要件を満たす地域であること。
 - ① 地域の実情を勘案して、緊急性を要すること。
 - ② 市町村長の要請により、当該市町村の行財政事情等を勘案して、都道府県が事業実施主体となることが適当と認められること。

3 要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定事業にあつては、別表区分の欄1の事業種類の欄(1)から(9)まで又は第5の1の(5)について、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、事業計画及び整備計画の策定に必要な事項についての調査及び検討を行うものであること。また、経営体育成促進換地等調整事業にあつては、別表区分の欄1の事業種類の欄(3)のほ場整備事業を予定している地区であつて、実施内容については、調整要領の4に掲げる業務を行うものであること。
- (2) 計画策定事業の実施期間は、2年以内とする。ただし、別表区分の欄2の事業種類の欄(8)に掲げる事業を検討する場合にあつては、この限りでない。経営体育成促進換地等調整事業の実施時期及び実施期間は、調整要領の5に定めるところによる。
- (3) 経営体育成促進換地等調整事業の実施に当たっては、この別紙によるもののほか、調整要領に定めるところによる。

第7 事業の申請等

1 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択

を希望する年度の前年度の11月末日までに提出するものとする。

(1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合

(2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合

2 1の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の1の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下この別紙において同じ。）に提出するものとする。

3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

4 要綱第7の1の事業採択申請書等は別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第7号から別記様式第10号まで、別記様式第12号、要綱第7の2の事業採択通知書は別記様式第2号により作成するものとする。

5 都道府県知事は、市町村から、事業計画の概要表等（以下この別紙において「計画概要表等」という。）を添付して新たに総合整備事業を実施したい旨の報告があったときは、計画概要表等を地方農政局長等に提出するものとする。

第8 事業の審査

要綱第7の2の審査については、土地改良法に基づく事業を実施する場合には、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

1 事業の実施が技術的に可能であること。

2 事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがあること。

3 食料・農業・農村基本計画又は地域農業の方向に沿ったものであること。

4 農地の生産条件、担い手の営農状況等に沿った整備であること。

5 水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。

6 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。

7 用水及び排水の計画基準が適正であること。

8 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。

9 地域の環境との調和に配慮されていること。

第9 計画の変更等

1 都道府県知事は、事業実施主体が事業計画の重要な部分の変更を行ったときは、別記様式第5号により事業計画等変更手続報告書を地方農政局長等へ提出するも

のとする。なお、「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

(1) 別表事業種類の欄に掲げる事業の新設又は廃止

(2) 総事業費の変動であって、物価又は労賃の変動によるものを除く 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

(3) その他主要工事の著しい変更

2 都道府県知事は、市町村から事業計画の重要な部分の変更を行った旨の報告があったときは、別記様式第 5 号により事業計画等変更手続報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

第10 事業の達成状況報告等

1 都道府県知事は、地方農政局長等に総合計画に定める事業の目標の取組状況について、事業施行後、実施期間の中間年で、それまでの状況を別記様式第 6 号その 1 により当該年度の 12 月末日までに報告するものとする。なお、市町村等が事業実施主体となる場合にあっては、市町村等の長は、取組状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に取組状況を地方農政局長等に、当該年度の 12 月末日までに別記様式第 6 号その 1 により報告するものとする。

2 都道府県知事は、地方農政局長等に総合計画に定める事業の目標の達成状況及び作付実績（以下「達成状況等」という。）について、事業完了年度から 5 年度後まで毎年度、当該年度の達成状況等について、翌年度の 12 月末日までに別記様式第 6 号その 2 により報告するものとする。なお、市町村等が事業実施主体となる場合にあっては、市町村等の長は、達成状況等を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事はこれを基に地方農政局長等に、事業完了年度から 5 年度後まで毎年度、当該年度の達成状況等について、翌年度の 12 月末日までに別記様式第 6 号その 2 により報告するものとする。ただし、目標を達成した場合は以後目標の達成状況の報告は求めず、作付実績の報告のみ求めるものとする。

3 2 の結果、達成状況等が十分でないと認められる場合、地方農政局長等は、速やかに事業実施主体に対して、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

4 事業実施主体は指導を受けた際、別記様式第 6 号その 3 により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の 12 月末日までに、別記様式第 6 号その 2 により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局長等に報告するものとする。

第11 事業の推進

1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

2 都道府県知事は、事業計画の作成及び本事業の実施の適正かつ円滑な推進のた

めに必要な助言、指導その他所要の措置を講ずるものとする。なお、「その他所要の措置」とは、事業計画の対象地域において、本事業を補完して活性化を促進するための各種事業の優先実施等の措置を含むものとする。

- 3 都道府県及び市町村は、事業計画の作成、事業の実施及び造成施設の維持管理に当たってその円滑な実施を図るため、事業の啓蒙、普及、指導、助言及び技術的援助を行う組織活動を推進するものとする。
- 4 都道府県知事及び市町村長は、農業・農村の活性化のために必要な他事業との調整を図り、本事業の実施の効率的な推進に努めるものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、本事業の趣旨に即し、当該事業に係る農家等の負担額の軽減を図られるよう所要の措置を講ずるものとする。

第12 災害等における緊急事業

農村振興環境整備事業について、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあっては、この要領の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定めるところにより、緊急に事業を実施することができるものとする。

第13 助成

- 1 要綱第8の助成となる経費は以下のとおりである。

(1) 本事業の実施に要する経費

① 工事費

- ア 純工事費
- イ 測量設計費
- ウ 船舶機械器具費
- エ 用地費及び補償費
- オ 換地費

② 交換分合事業費

③ 計画策定事業費（計画策定事業に限る。）

- ア 調査旅費
- イ 諸謝金
- ウ 補償費
- エ 請負費
- オ 委託費

④ 経営体育成促進換地等調整に要する経費（経営体育成促進換地等調整事業に限る。）

- (2) (1)の②の交換分合事業費とは、交換分合事業実施主体が要する事業費とする。

- 2 本事業の実施に関し必要な資金の融資

本事業の実施に関し必要な資金については、次に掲げるところにより、日本政策金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。ただし、実施計画を策定するための事業にあっては、この限りではない。

- (1) 日本政策金融公庫資金の貸付条件は、日本政策金融公庫の業務方法書に定めるところによるものとする。
- (2) 農業近代化資金の貸付条件は、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）及び農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）に定めるところによるものとする。

第 14 その他

本事業のうち、土地改良法による土地改良事業として実施する事業は、別表区分の欄 1 (1) から (8) に掲げる事業とする。ただし、別表区分の欄 1 の事業種類の欄 (2) の事業のうち農道橋等の保全対策に係るものを除く。

第 15 経過措置

- 1 令和 2 年度に中山間地域農業農村総合整備事業へ移行する地区の取扱いについては以下のとおりとする。なお、要綱第 7 の 1 の事業採択申請書等は第 7 の規定によらず、令和 2 年 10 月末日までに提出するものとし、総合計画の提出をもって、本実施要領に基づき事業実施に必要な書類の提出がなされたものとみなす。
 - (1) 農山漁村地域整備交付金実施要綱の一部改正について（平成 28 年 4 月 1 日付け農林水産事務次官依命通知）による改正前の実施要綱第 2 の 1 の (2) の①のアのうち(サ)（集落基盤整備事業）及び(シ)（中山間地域総合整備事業）に基づき事業を実施してきた地区については、本実施要領の規定を適用するものとする。
 - (2) 農山漁村地域整備交付金実施要綱の一部改正について（平成 30 年 3 月 30 日付け農林水産事務次官依命通知）による改正前の実施要綱第 2 の 1 の (2) の①のアのうち(シ)（農村集落基盤再編・整備事業）及び(ス)（農地環境整備事業）に基づき事業を実施してきた地区については、本実施要領の規定を適用するものとする。
 - (3) 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 生畜第 1968 号、26 農振第 1939 号、26 林整計第 840 号、26 水港第 3629 号）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号）に基づき事業を実施している地区であって、平成 27 年度以降も継続して事業を実施する地区については、第 6 の 1 の (1) のイの別に定める要件を満たす地域であるとみなす。
 - (4) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 4033 号）別紙 4－1（農村整備に係る運用）運用 1（農村集落基盤再編・整備事

業)に基づき事業を実施している地区であって、本事業へ移行する地区については、本実施要領の規定を適用するものとする。

(5) 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1(農村整備に係る運用)運用1(農村集落基盤再編・整備事業)第3の3の(1)のイの実施要件を満たしている地区は、総合計画の作成を行うことで、本事業の実施要件を満たしているとみなすことができる。

2 農山漁村地域整備交付金実施要領(令和2年3月31日付け元農振第2687号)別紙4-1(農村整備に係る運用)運用1(農村集落基盤再編・整備事業)に基づき事業を実施する地区であって、令和3年度までに本事業へ移行する地区については、総合計画の作成をもって、本実施要領に基づき事業実施に必要な書類の提出がなされたものとみなす。なお、令和2年度で移行する地区については令和2年10月末日まで、令和3年度に移行する地区については令和3年3月末日までに事業採択申請書等を提出するものとする。

3 令和4年度までに採択された地区であって、令和5年度に別表区分の欄1の事業種類の欄(10)に掲げる事業を新設する場合又は令和5年度に新規採択された地区であって、令和6年度に別表区分の欄1の事業種類の欄(10)に掲げる事業を新設する場合は、当該事業の新設は第9に定める事業計画の重要な部分の変更に該当しないものとする。

4 中山間地域農業農村総合整備事業実施要領の一部改正について(令和6年4月1日付け5農振第2606号農林水産省農村振興局長通知)による改正後の別記様式第4号、別記様式第6号の2及び別記様式第9号については、令和6年度以降から計画を行う地区(第2の2に定める実施計画策定等事業を行う、又は、これに類する事業を行う地区をいう。)又は令和9年度以降に採択する地区について適用し、その他の地区については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別紙第4の3の規定については、令和5年5月26日から施行する。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和８年４月７日から施行する。

別表 事業種類及び内容

区分	事業種類	事業内容
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）
	(2) 農道整備事業	農道、農道橋、索道、軌道等運搬施設の新設、廃止若しくは変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）又は農道橋等の保全対策
	(3) は場整備事業	農用地等の区画形質の変更又はこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業
	(4) 農用地開発事業	農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）又はこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	(5) 農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更
	(6) 客土事業	農用地につき行う客土
	(7) 暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更
	(8) 農用地の改良又は保全事業	(1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業
	(9) 土地基盤の再編・整序化事業	耕作放棄地等の再編・整序化に係る土地を保全・再編利用するために必要な事業
	(10) 埋蔵文化財調査事業	事業区域で行う埋蔵文化財の調査

2 農村振興環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 営農飲雑用水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 用地整備事業 (5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備事業 (6) 情報基盤施設整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備又は土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備 家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設又は農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 ほ場整備等により創出された非農用地の整備又は農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備 地域の特色を活かした農産物の集出荷・貯蔵及びその加工・販売、生産等を目的として利用されることにより地域の所得確保や農業・農村の活性化に資する施設、農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等若しくは農泊に資する施設の整備又はこれらに附帯する施設の整備 土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
---------------------	--	--

	(7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業	農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強、高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修、集落基盤再編計画に基づく、農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去又は撤去跡地の整備、農業施設の新設若しくはほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業
	(8) 農村資源利活用推進施設整備事業	農村地域における農産廃棄物等の地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設及びこれに附帯する施設の整備
	(9) 交換分合事業	農用地等の交換分合

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

中山間地域農業農村総合整備事業（〇〇〇地区）採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（〇年〇月〇日付け〇農振第〇号）第 7 の 1 の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

- 1. 事業計画概要書
- 2. 中山間地域農業農村総合整備計画
- 3. その他
- 〔 4. 費用負担者の同意書〕
- 〔 5. 施設の管理者の同意書〕

記

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)	備考

注 1：〔 〕は、土地改良事業に該当しない農村振興環境整備事業を実施する場合に添付する。

別記様式第 1 号の 2

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

実施計画等策定事業（〇〇〇地区）採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（〇年〇月〇日付け〇農振第〇号）第 7 の 1 の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

- 1. 農業農村基盤整備実施計画地区概要表（別記様式第 7 号その 1）
- 2. 経営体育成促進換地等調整調書（別記様式第 8 号その 1）

記

事業名	都道府県名	地区名	所在地	調査費及び事業費 (千円)	備考
計画策定事業 経営体育成促進換地等調整事業					

別記様式第2号

番 号
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業名	都道府県名	地区名	所在地	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)	備考

別記様式第 2 号の 2

番 号
年 月 日

実施計画等策定事業採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、実施計画等策定事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業名	都道府県名	地区名	所在地	調査費及び事業費 (千円)	備考
計画策定事業 経営体育成促進 換地等調整事業					

別記様式第3号

〇〇年度 中山間地域農業農村総合整備事業 事業計画概要表

都道府県名		地区名								所在地				
面積 (ha)	地目 区分		水田	畑	樹園地	採草放牧地	耕作放棄地※1	小計	宅地等	山林原野	その他	合計	生産区域の割合	
	計画区域												(A+B) : ha	
	事業計画区域	生産区域	現況											(A÷(A+B)) :%
			計画					A						
	粗放的管理区域		現況											
			計画						B					
事業別面積(ha)	地目 区分		水田	畑	樹園地	採草放牧地	耕作放棄地	小計						
	ほ場整備													
	農業用排水施設整備													
	農道整備													
	農用地開発													
	農用地の改良又は保全													
	内訳													
地域の概況	人口・戸数		総人口(人)	農家人口(人)	総戸数(戸)	農家戸数(戸)	集落数(集落)	経営体数の内訳						
								主業経営体	準主業経営体	副業的経営体				
		実数												
		構成比(%)												
	土地	林野率(%)		傾斜度1/100以上(%)		平均傾斜度		耕地率(%)		耕作放棄率(%)				
	地域	人口増減率(%)		若年構成比(%)		老人構成比(%)		財政力指数(%)		公債費比率(%)				
	土地基盤整備状況			ほ場整備(ha)				農道整備(m)						
				30a未満	30a以上	未整備	計	総延長	整備済	未整備				
			実数											
		構成比(%)												
農業地域類型	戸あたり平均農用地面積		主要作物				農家所得基準(千円)							
							農家	農業	農外					

※1：耕作放棄地となるおそれがある農地

地域活性化構想			
活性化の 基本方向	地域の 設定		
	活性化 構想	キャッチフレーズ	
	整備 構想		

土地状況に応じた整備の基本方向	土地利用目的		整備の基本方向					
	生産	生産性向上						
		付加価値向上						
	生活	生活環境改善						
		公共用地等創設						
	地域防災安全							
	資源利活用							
	その他							
活性化の推進方策								
関連事業の概要	事業名	事業主体	所管等	工期	事業種目	事業量	進捗率（％）	

中山間地域農業農村総合整備 一般計画図

一般計画図

位置図

S = 1 :

凡例	
ほ場整備	
農業用排水施設	
...	
営農飲雑用水施設	

事業計画概要表の記載要領

項 目	記 載 要 領
都道府県名	北海道の場合は総合振興局・振興局名も記入する。
地 区 名	ふりがなをつける。
所 在 地	町村の場合は郡名から記入し、大字〇〇、〇〇集落まで記入する。地区名と同様にふりがなをつける。
面 積	表示単位はヘクタールまでとする。（小数点以下四捨五入。以下同じ。）
計画区域	事業計画に定める区域をいう。
事業計画区域	本事業で対応する各事業の対象区域をいう。
地 目	(1)地目のうち宅地等とは、宅地のほか、農業施設用地、公共施設用地（道水路、鉄道等の用地は除く。）及び公園緑地をいう。 (2)地目のうちその他とは、道水道、鉄道等の用地、湖沼荒地等をいう。 (3)宅地等、山林原野、その他のうち換地対象、創設換地（あるいは共同減歩の対象）となった地積は（ ）書きする。
事業別面積	(1)ほ場整備等で非農用地を創設する場合、計の欄の上に（ ）書きでその面積を記入する。 (2)区分欄の内訳は、各事業別面積の合計ではなく、土地改良事業実施区域の面積を記入する。
農業の概況	(1)最近年における農業センサス等を基礎に該当欄に実数と構成割合を記入する。 (2)数値は原則として計画区域について全体値を記入するが、事業計画区域と大幅に異なる場合には、これを（ ）書きで併記する。 (3)「農家所得水準」は、事業計画区域内の標準農家の農家所得額を農家経済調査、市町村の所得推計等を参考に記入する。 (4)道路整備は1、2級市町村道以下とし、整備済は舗装済とする。
地域指定	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記入する。
そ の 他	「その他」には、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地等の指定状況を記入する。
事 業 費	ほ場整備、農業用排水施設整備、営農飲雑用水等事業種ごとに記入する。
費用負担等負担区分	(1)工種毎に内訳金額を記入し、上段（ ）に％を併記する。 (2)負担区分のうち「その他」は農協、農業者をもって構成する法人等の団体をいう。
対象人口	営農飲雑用水の対象人口を記入する。
関連事業	当該地区に関連する土地改良事業、構造改善事業等について記入する。
事業名	本事業と直接関連する事業を、国、県、団体営別と事業の種類を記入する。
受益面積	本事業と重複する場合、重複する分を（ ）書きで上段に併記する。
法 手 続	土地改良法の規定による土地改良事業計画の概要等の公告、事業施行の認可申請等について記入する。
備 考	前項までに記載されない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記載する。
一般計画図	原則として2万5千分の1の地形図の大きさを原則とするが、地域の広がり を考慮して作成する。

別記様式第4号

事業計画概要書

- 第1章 目的
- 第2章 目標及び指標
- 第3章 地域の所在及び現況
 - (1)地域 (2)地積 (3)地形 (4)地質、土壌
 - (5)気象 (6)水利状況 (7)農地状況 (8)営農状況
 - (9)交通状況 (10)集落状況 (11)施設状況
- 第4章 基本計画
 - 一般計画の概要
 - (1)営農計画の概要 (2)農業用排水計画の概要
 - (3)農道計画の概要 (4)ほ場整備計画の概要
 - (5)農用地開発計画の概要 (6)農地防災計画の概要
 - (7)客土、暗渠排水その他農用地の改良又は保全計画の概要
 - (8)主要な関連事業計画の概要
- 第5章 管理要領
- 第6章 換地計画の要領
 - (1)換地計画樹立の必要性 (2)換地計画樹立の基本方針
- 第7章 費用の概要
- 第8章 効用
- 第9章 本事業で実施する農村振興環境整備事業等との関係
- 第10章 他事業との関係
- 第11章 計画概要図

事業計画概要書の記載要領

項 目	内 容	記 載 要 領																														
第 1 章 目的		施行しようとする事業の目的を具体的に記入する。																														
第 2 章 目標及び指標		農業生産活動の活性化に関する目標及び指標並びに農村生活環境の向上に関する目標及び指標を記載する。																														
第 3 章 地域の所在及び現況	(1) 地域	〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇まで記入するとともに地域の状況を記載する。																														
	(2) 地積	地域の現況と計画面積を計画区域と土地改良事業受益区域別に記載する。 <table><tr><td></td><td>水田</td><td>畑</td><td>樹園地</td><td>採草放牧地</td><td>農用地計</td><td>山林原野</td><td>その他</td><td>計</td><td>合計</td></tr><tr><td>現況</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>計画</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr></table> (注) 1. 土地改良受益面積を下段 () に、計画区域の面積を上段 () に記載する。 2. その他とは、宅地等、公共施設用地（例えば道水路、鉄道、公園等の用地、湖沼、荒地等をいう。）面積を記載する。		水田	畑	樹園地	採草放牧地	農用地計	山林原野	その他	計	合計	現況	()	()	()	()	()	()	()	()	()	計画	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	水田	畑	樹園地	採草放牧地	農用地計	山林原野	その他	計	合計																							
現況	()	()	()	()	()	()	()	()	()																							
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	()																							
	(3) 地形	事業計画区域の標高、河川状況等を記載する。																														
	(4) 地質、土壌	地質、土壌の種類、分布状況、その特性等を記載する。																														
	(5) 気象	気候、気温、降雨等を中心にその数値、特性等のかんがい期を考慮し記載する。																														
	(6) 水利状況	地域の主な水源、取水方法、水利施設整備状況等を記載する。																														
	(7) 農地状況	農地の区画形状、規模、整備状況及び改良必要性の有無を記載する。																														
	(8) 営農状況	地域の経営形態、経営規模、農業就業構造、生産体制等を記載する。																														
	(9) 交通状況	市町村道、農道等の道路網、舗装率等整備状況を記載する。																														
	(10) 集落状況	集落の形態、排水施設、水道等の普及状況、道路の状況等を記載する。																														
	(11) 施設状況	営農施設、公共施設等の整備状況等を記載する。																														
	一般計画の概要	事業計画の内容及び事業の必要性を要約して説明する。																														
第 4 章 基本計画	(1) 営農計画の概要	事業計画区域の主要作目、営農類型、生産流通体系、これらの営農のために整備を必要とする施設等について記載する。 事業計画、食料・農業・農村基本計画、地域における計画ごとに主要作物の生産量・作付面積等について、現況及び目標を記載する。																														
	(2) 農業用排水計画の概要	かんがい、排水等に関する主要施設の名称、位置、規模、数量及びこれに関する支線用排水路等の配置、規模、延長等の概要を記載する。																														
	(3) 農道計画の概要	幹・支線農道の配置、延長、舗装等の概要、地域の主要幹線道路等の接続及び生産流通条件等との関係について記載する。																														

項 目	内 容	記 載 要 領														
第 5 章 管理要領	(4)ほ場整備計画の概要	面積、標準計画、ほ場内道水路等の考え方、導入作物等について記載する。														
	(5)農用地開発計画の概要	造成面積、造成方法、標準区画、道水路等の数量、規模、配置等を記載する。														
	(6)農地保全または農地改良計画の概要	排水工、侵食崩壊防止工、防風防災林等の数量、規模、配置等を記載する。														
	(7)主要関連事業計画の概要	本事業で計画する生産基盤と一体的に整備する生活環境基盤等についての計画概要を記載する。														
	(1)換地計画樹立の必要性	各施設の維持管理主体、方法について記載する。														
第 6 章 換地計画の要領	(2)換地計画樹立の基本方針	ほ場整備事業等により、権利関係の改編整備を図る可能性について記載する。														
第 7 章 費用の概算		従前地の地積の基準、農用地集団化の方法、創設換地等の換地方針、土地の評価、清算の方法等について記載する。														
第 8 章 効用		本事業で実施する土地改良事業ごとに事業費（純工事費＋諸経費）をそれぞれ記載する。 <table><tr><td>効果名 事業名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>費用便益比</td></tr><tr><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td></td></tr></table>	効果名 事業名						費用便益比		千円	千円	千円	千円	千円	
効果名 事業名						費用便益比										
	千円	千円	千円	千円	千円											
第 9 章 本事業で実施する農村振興環境整備事業等との関係		各事業種類及びこれらの全体事業費を記載する。														
第10章 他事業との関係		当該事業に関連する土地改良事業、構造改善事業等（完了及び実施中）の概要、本事業との関連性等を記載する。 <table><tr><td>事業名</td><td>工期</td><td>受益面積</td><td>事業費</td><td>進捗率</td><td>本事業との関連性</td></tr><tr><td></td><td></td><td>ha</td><td>千円</td><td>%</td><td></td></tr></table>	事業名	工期	受益面積	事業費	進捗率	本事業との関連性			ha	千円	%			
事業名	工期	受益面積	事業費	進捗率	本事業との関連性											
		ha	千円	%												
第11章 概要図計画		2万5千分の1以上の地形図に土地改良事業ごとの施行地域が明らかになるように記入する。														

別記様式第 5 号

事業計画等変更手続報告書

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

都道府県知事名

〇〇地区の事業計画の変更を別紙の内容で行ったので、報告する。

(別記様式第5号の別紙)

地区名		局名		所在地	
事業名					
事業の経緯	着工年度	完了予定年度	○年までの進捗率（事業費ベース）		
項目	現計画	変更計画	増減	備考	
事業費					
投資効率					
所得償還率					
工期					
変更の要旨					
変更項目 及び要件	項目	現計画	変更計画	増減	増減の内訳又は理由

別記様式第6号その1

中間状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

事業実施主体名

〇〇地区は事業施行から〇年度が経過したことから、実施要領第10に基づき、下記のとおり、本事業実施による取組の状況を報告します。

記

1 取組の状況

都道府県名		市町村名		地区名	
1. 高付加価値化等を通じた地域の所得確保に関する取組					
取組状況：					
2. 農地や水利施設等の生産基盤の保全再編利用に関する取組					
取組状況：					
3. 営農支援の体制に関する取組					
取組状況：					

(注1) 2の進捗状況については定量的に記載すること。

2 取組を確認する資料

(注2) 「取組を確認する資料」については、取組を判断するための指標の取組状況が確認できる資料を添付すること。

別記様式第6号その2

達成状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

事業実施主体名

〇〇地区は事業完了したことから、実施要領第10に基づき、下記のとおり、本事業実施による取組の達成状況を報告します。

記

1 取組の達成状況

都道府県名		市町村名		地区名	
1. 高付加価値化等を通じた地域の所得確保に関する取組					
取組状況：					
2. 農地や水利施設等の生産基盤の保全再編利用に関する取組					
取組状況：					
3. 営農支援の体制に関する取組					
取組状況：					

(注1) 達成状況については、数値目標の達成状況も記載すること。

2 作付実績（農業生産基盤整備事業が完了した地区において記入する。）

ア 計画に対する作付状況

作物		作付面積（ha）							計画と事業後の比較		
		事業前 ①	事業計画 ②	事業後③					事業後と計画の差 (ha) ④=③-②	乖離率 (%) ④/②	乖離の要因 (±30%を超える場合)
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
水稲	主食用米										
	飼料用米、WCS用稲										
	加工用米										
	米粉用米										
	その他水稲										
土地利用型作物											
高収益作物											
その他											
作付準備地（緑肥等）											
計											

イ 汎用田における作付予定

事業完了後、汎用田において水稲のみを作付けている面積（ha）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目

当該汎用田の今後の作付予定

3 取組及びその達成を確認する資料

（注2） 「取組及びその達成を確認する資料」については、取組及び取組の達成の成否を判断するための指標の達成状況が確認できる資料を添付すること。

別記様式第6号その3

改善計画

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

事業実施主体名

実施要領第10に基づき、下記のとおり、改善計画を提出します。

記

1 取組における達成状況及び原因と課題

数値目標（〇〇） の達成状況	当該年度の目標	当該年度の実績
目標達成が十分でない原因及び課題		

2 達成状況を踏まえた改善方法

改善時期 （目標年度）	〇〇年度
改善方策	※目標達成に向けた改善措置を具体的に記載

別記様式第 7 号

農業農村基盤整備実施計画地区概要表の提出

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

都道府県知事名

〇〇地区について、実施要領第 7 の 4 に基づき、下記の資料を添付して提出します。

記

1. 地区名
2. 予定事業名
3. 地区概要表（別記様式第 7 号その 1）

別記様式第7号その1

農業農村基盤整備実施計画地区概要表

地区名			都道府県名			計画主体			計画 構 想	
所在地					調査費					
調査目的										
地域の現況								事業 計 画 構 想		
調査及び 調査費	調査項目	数量	調査費（千円）							
			国費	県費	市町村費他	計				

- 1 調査費の積算の基礎資料を添付すること。
- 2 実施計画策定の予定範囲、事業計画構想が把握できる概要図を添付すること。

別記様式第 8 号

経営体育成促進換地等調整調書の提出

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

都道府県知事名

〇〇地区について、実施要領第 7 の 4 に基づき、下記の資料を添付して提出します。

記

1. 地区名
2. 予定事業名
3. 経営体育成促進換地等調整調書（別記様式第 8 号その 1）

別記様式第8号その1

経営体育成促進換地等調整調書

都道府県 名	地区名	所在	経営体 育成促 進換地 等調整 対象面 積 (ha)	実施年 度	実施機関名	左のス タッフ の換地 士資格 の有無	業務内容		換地を伴う土地改良事業の内容（予定）							備考
							1 年度	2 年度	事業計 画樹立 年度	着工	完工	地区面 積 (ha)	関係農 家数	事業主 体名	事業名	

- 1 「業務内容」欄には、1 から14までの業務の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1 年度」欄に、2 カ年にわたって実施する場合は「1 年度」及び「2 年度」欄にそれぞれ記載する。
- 2 地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う土地改良事業の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

別記様式第 9 号

〇〇地区 中山間地域農業農村総合整備計画

事項	内容																		
1. 地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：(ha)																		
2. 地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（前歴事業等）																		
3. 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等 ※事業計画区域内における輪作体系、地目別（単作田・汎用田・畑地等）面積の現況及び計画についても記載																		
4. 方針(各項目に応じた取組方針等を記載)	1. 地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保 ※具体的には、販売額の増加若しくは営農コスト又は集出荷・加工コストの削減について、地区ごとに独自の数値目標を設定した上で取組方針を記載 ※生産・販売・交流・農泊等施設整備事業又は農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業を実施する場合は、利用計画等に基づき、施設整備による所得確保や利用人数等の数値目標をあわせて記載 2. 地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の再編利用 ※具体的には、地域の特色ある農業の展開に必要な生産基盤を維持・強化する観点から、耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の再編・整序化、水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等の生産基盤保全・再編整備計画を作成し、地区毎に独自の数値目標を設定した上で取組方針を記載																		
5. 生産基盤整備の内容	・基盤整備計画 <table><thead><tr><th>事業種</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>事業別面積(ha)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事業種						事業別面積(ha)						備考					
事業種																			
事業別面積(ha)																			
備考																			
6. 営農支援の体制	※事業実施区域内における人・農地プランの実質化の取組状況（現状及び今後の具体的な取組方針）についても記載																		

別記様式第10号その1

生産基盤保全・再編整備計画書

都道府 県名		地区名		所在地		耕作放棄地 対策方針						
地域の自然条件			地域の営農状況				生産区域の営農構想		粗放的管理区域の保全管理構想			
土地基盤の整備状況			担い手等の状況			農業水利施設等の保全・再編・統廃合・更新構想						
耕作放棄の原因とその影響			関係団体等の意見			事業 構想		事業種類	整備量	受益	事業内容及び整備の考え方	
							生産区域			計	ha	
						粗放的管理区域				計	ha	

※ 耕作放棄地が事業区域内にない場合は、粗放的管理区域の保全管理構想や整備量等について記載する必要はない。

別記様式第10号その2

集落基盤再編計画概要表

策定年月		地区名		作成者	
地域の概要					
再編計画の 目的・概要					
撤去施設の概要					
施設区分	農業農村施設		農業集落道等		
施設名					
所在地					
整備状況					
施設所有者、管理者					
撤去事業費					
集約先施設の概要			跡地利用の概要		
施設名			施設名		
利用計画			利用計画		
所在地			所在地		
施設所有者、管理者			施設所有者、管理者		
その他必要な事項					

集落基盤再編計画 一般平面図

	位置図
	S= 1 :
	凡例
	撤去施設 (〇〇施設)
	撤去施設 (〇〇施設)
	集約先施設 (〇〇施設)

※撤去施設及び集約先施設の存する集落名を記載すること。

別記様式第11号

生産基盤保全・再編整備計画承認申請書

都道府県知事 殿

市町村長名

〇〇地区について、生産基盤保全・再編整備計画を承認されたく、実施要領別紙（中山間地域総合整備事業及び実施計画策定事業における運用）第3の1の（5）に基づき、下記の資料を添付して申請します。

記

地区名：
生産基盤保全・再編整備計画書（別記様式第10号）

別記様式第12号

生産基盤保全・再編整備計画承認通知書

市町村長 殿

都道府県知事名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で申請のあった下記地区について、生産基盤保全・再編整備計画を承認したので通知する。

記

地区名：

生産区域現況地目調査報告書

農林水産省農村振興局
農林水産省〇〇農政局
内閣府沖縄総合事務局

都道府県名
(市町村名)

実施要領別紙（中山間地域総合整備事業及び実施計画策定事業における運用）第4の2の(1)の規定により、下記のとおり生産区域の現況地目に関する調査を行ったので報告します。

記

単位：ha

	水田	畑	樹園地	採草 放牧地	耕作 放棄地	合計
計画地目						
現況地目 (完了翌年度)						
現況地目 (完了5年後)						

中山間地域農業農村総合整備事業実施要領別紙 (中山間地域総合整備事業及び実施計画等策定事業に係る運用)

第1 趣旨

要綱第2の1に掲げる中山間地域総合整備事業（以下この別紙において「総合整備事業」という。）及び要綱第2の2に掲げる実施計画等策定事業（以下この別紙において「実施計画等策定事業」という。）の運用については、要綱及び中山間地域農業農村総合整備事業実施要領（以下この別紙において「要領」という。）本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業の内容

総合整備事業において、要領の別表に掲げる事業種類のうち、留意すべき事業種類の細目等は、次のとおりとする。

1 農業生産基盤整備事業

(1) 要領の別表の事業内容のうち「これに準ずる施設」とは、粗放的管理区域における農業用排水施設整備事業にあつては排水路工、農道整備事業にあつては管理用道路とする。

(2) 農業用排水施設整備事業

高付加価値農業の営農に必要な用水、排水対策等及び総合整備事業の事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転を実施できるものとする。なお、総合整備事業の事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の移転については、移転後の施設配置計画の構想が施設の集団化及び土地利用の秩序化に資するものであることとする。

(3) 農道整備事業

農道橋等の保全対策については、農業生産又は農村活性化等を目的として利用される施設（以下この別紙において「農業農村施設」という。）の再編に必要なものであつて、要領別表区分の欄2の事業種類の欄(7)と併せて実施する場合のみ実施できるものとし、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るものであつて、以下の条件に適合するものとする。

ア 原則として、都道府県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが重複しない範囲において実施されているもので、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき農道として造成された路線を対象とする。

イ 1箇所当たりの事業費は40万円以上とする。ただし、点検診断についてはこの限りではない。

(4) ほ場整備事業

自然環境や生態系の保全に配慮した整備を総合的に実施する場合にあつては、当該整備により創出した用地であり、かつ農業用施設と一体で地域の生態系の維持、保全上必要な用地を取得できるものとする。

(5) 暗渠排水事業

総合整備事業で実施する暗渠排水のうち、市町村、土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置づけされているものを地域排水型暗渠排水と称する。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

（６）農用地の改良又は保全事業

「農用地の改良」とは、床締め、土層改良、土壌改良等とし、「農地保全事業」とは水食防止、風食防止、鳥獣被害防止等とする。

粗放的管理区域において実施する場合にあっては、承水路工、法面保護工等とする。

（７）土地基盤の再編・整序化

要領別表の事業内容のうち「再編・整序化に係る土地」とは、耕作放棄地等を従前の土地として非農用地区域内に換地された土地（粗放的管理区域内に換地されたものに限る。）、区画整理により創設された非農用地（耕作放棄地等を不換地又は特別減歩とし、それに見合う創設換地に係るものであって、粗放的管理区域内に創設されるものに限る。）、粗放的管理区域内における耕作放棄地等とする。

以下の施設の整備を対象とする。

ア 用地整備事業

耕作放棄地等に係る土地を農業近代化施設、公用・公共用施設の用地、森林・放牧地等として利活用するために必要な用地の整備であり、その内容は、次のとおりとする。

① 「農業近代化施設、公用・公共用施設」とは、次に掲げる施設とする。

- １）農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設
- ２）地方公共団体が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善及び地域の活性化に資するために設置する公用・公共施設

② 耕作放棄地等に係る土地を森林・放牧地等として利活用するために必要な用地の整備とは、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置等とする。ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るものを除く。

イ 市民農園等整備事業

耕作放棄地等を①又は②に掲げる農用地として利活用するために行うほ場整備その他農用地の改良又は保全のために必要な施設の整備であり、整備の対象は、市民農園開設のため必要な農用地（これと一体的に整備する必要のある周辺農用地を含む。）、農園道、かん水施設、これに附帯する施設等（整地、植生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等）とする。

① 市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 44 号）第 2 条第 2 項に規定する市民農園の用に供する農用地

② 集落農園の用に供する農用地

ウ 生態系保全施設整備事業

耕作放棄地等に係る土地における自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設及びこれに附帯する施設の整備であり、その内容は、次

のとおりとする。

① 「自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設」とは、石積み、瀬・淵、そだ、捨て石、柵工、動植物保全施設（導水路横断工、透水性道路工等）、動物保育施設（蛭ブロック、魚巢ブロック、巣箱、植樹帯等）、緩傾斜護岸、植生、湿地保全等とする。

② 「附帯する施設」とは、整備した施設の保全・管理上必要な施設（巡回・管理用道路、安全施設、案内施設等）等とする。

エ 遊水池整備事業

耕作放棄地等に係る土地を周辺の優良農地、土地改良施設等を保全する空間として利活用するために必要な周辺地域からの流水を一時的に貯留する施設及びこれに附帯する施設の整備であり、その内容は、次のとおりとする。

① 整備として行う工事は、掘削、護岸工、流入・流出工等とする。

② 「附帯する施設」とは、管理施設、安全施設、修景施設等とする。

(8) 埋蔵文化財調査事業

埋蔵文化財調査事業の対象は、要領別表区分の欄1の事業種類の欄(3)、(4)、(6)及び(7)又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる要領別表区分の事業種類の欄(1)、(2)及び(5)の区域で行う埋蔵文化財調査とする。

2 農村振興環境整備事業

(1) 農業集落道整備事業

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。

イ 幹線市町村道以外の市町村道と路線（あるいは区間）が重複する場合は、道路法第24条の規定に基づく工事として実施するものとする。

また、総合整備事業の施行により、当該農業集落道が幹線市町村道以外の市町村道となる見込みのものについては、あらかじめ当該農業集落道に関する工事の設計、事業計画等について道路管理予定者と協議するものとする。

ウ 農業集落道の事業計画の作成に際しては、あらかじめ関係道路管理者及び関係都道府県の道路担当部局の協議調整を了するよう努めるものとする。

エ 道路附帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設、周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。

オ 修景施設とは植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。

カ 当該施設を整備する場合に当たっては、広幅員の歩道の整備等の高齢者・障害者の利用に資するための整備、法面緑化、植樹、舗装の工夫等の生態系保全及び修景に配慮した整備、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。

(2) 営農飲雑用水施設整備事業

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備であって、次の事項を内容とするもの。

ア 受益戸数おおむね10戸以上であり、末端受益2戸以上の施設とする。

ただし、地域の実情に応じてより小規模な用水システム（小型の浄水処理装置若しくは各戸型浄水装置の設置又は運搬送水の活用により用水の供給を行う仕組みをいう。）を導入する場合は、末端受益２戸以上とする。

イ 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するとともに、耐用年数の期間内にわたり十分な利用が見込まれるよう留意するものとする。

ウ 人の飲用水等の生活用水については、営農雑用水の水質として水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に定める基準を満たす必要がある場合において付随的に供給できるものとする。

エ アのただし書の場合における整備の対象は、農業農村整備事業等の農林水産省所管事業により造成された営農飲雑用水施設に限るものとする。

オ アのただし書の要件による整備に当たっては、アの本文の要件によって整備する場合と比較検討し、農業生産及び農村生活の継続性の観点から総合的に優れているものとする。

（３） 農業集落防災安全施設整備事業

ア 「農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設」の運用については、次に定めるとおりとする。

① 農業集落内の排水路等の新設又は変更の事業で共同利用に係るものとする。

② 当該施設を整備するに当たっては、深場、幅広水路、蛍ブロック、魚巢ブロック、護岸・線形・植生の工夫等、生態系の保全及び修景に積極的に配慮した整備を実施できるものとする。

③ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 4 条及び第 5 条に規定する一級河川及び二級河川に係る改良工事は、総合整備事業の対象としないものとする。ただし、やむをえず一級河川又は二級河川につき工事を行う必要を生じた場合には、河川法上の所要の手続を踏み、あらかじめ事業主体が河川管理者に協議して許可の見通しが立った後に計画するものとする。

④ 河川法の規定による準用河川に係る農業集落周辺部や居住区域の雨水の排水に関する農業排水施設のうち、集落内のものの整備を計画する場合には、申請に際して都道府県知事を経由する段階において都道府県の河川管理担当部局と農林担当部局との間であらかじめ十分協議するものとする。

⑤ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条に規定する砂防指定地、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条及び第 4 条に規定する地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域（農林水産大臣が指定する区域を除く。）並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条に規定する急傾斜地崩壊危険区域に係る農業集落周辺部や居住区域の雨水の排水に関する農業排水施設のうち、集落内のものの整備を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。

イ アの⑤に掲げる区域に係る農業集落の災害の防止と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。

(4) 用地整備事業

次に掲げる施設に係る用地の整備の事業とする。

ア 農林水産省所管事業に係る助成又は融資の対象となっている施設であつて、総合整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供する用地

イ 地域住民の生活環境改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等の施設であつて、総合整備事業の実施に併せて、整備されることが確実であるものの用に供する用地

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に規定する過疎地域持続的発展計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

エ 市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく計画）等に基づく社会福祉施設の整備のため、修景施設を含め高齢者・障害者の利用に資するための整備を行う用地

オ 防災対策上必要な施設、被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地

カ がけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

(5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備事業

施設の整備に当たっては、受益者は3者以上の農業者を対象とし、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 新たに施設の整備を行う場合は、事業地区内の既存施設の活用や他事業との合築を検討した上で、必要最小限にとどめるものとする。

イ 廃校等の有効活用できる施設が事業地区内にある場合には、当該施設を改築する等の工夫を積極的に行うものとする。

ウ 施設の主たる目的が地域の特色を活かした営農の確立及び生産性の向上、農業者の所得確保、地域の維持に関連するものとなるよう留意するものとする。

以下の施設の整備を対象とする。

① 活性化施設

ア 農業・農村の活性化を図るための施設で、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理や地域保全活動の拠点として交流、集会、実習、普及展示その他の文化活動等多目的に利用する施設及びこれらに附帯する駐車場、植生等の施設の整備の事業とする。

イ 活性化施設は地域に密着したものであり適正な利用計画に基づく施設規模のものとし、計画に当たっては関連事業との効率的な組み合わせを検討するものとする。

② 農産物処理加工施設

農産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵包装用機械施設等のほか、これらの附帯施設の整備。

③ 農産物集出荷貯蔵施設

農産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物、フレコンラック方式、バラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米

麦貯蔵施設等のほか、これらの附帯施設の整備。

④ 新規就農者等技術習得管理施設

地域の特色を活かし、地域の所得確保に資する農産物の栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の知識習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）及び座学等を行う研修施設、宿泊滞在施設等のほか、これらの附帯施設。

⑤ 地域販売力強化施設

農産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT 関連）施設、販売促進施設（販売・貯蔵・食材提供用）施設等のほか、これらの附帯施設の整備。

⑥ 交流施設

ア 農業振興活動及びこれに関連する都市交流の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設（ベンチ、水飲み場、管理施設、便所、照明施設、植生、駐車場等）の整備。

イ 4 に定める計画等と連携を図り事業を実施する場合にあっては、農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設等の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修を行うことができるものとする。

⑦ 農泊等施設

農作物の収穫等の農作業の体験、農業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備。

（6）情報基盤施設整備事業

ア 土地改良施設・集落排水施設等の維持管理に必要な遠隔監視システムの設置又は改造・更新及びこれに係る情報の伝達に必要な通信線の整備とする。

イ 防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、アに掲げる施設に附帯するものであって、住民及び関係機関の間で緊急時の情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造とする。

（7）農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

① 高収益作物導入等施設整備

高収益作物の導入を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設等のほか、これらの附帯施設の整備。高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設の定義は強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1による。補助対象基準は同要綱に準じる。

② 施設補強整備

防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、地震等の災害に対し安全性の確保が必要な橋梁等の公共施設の補強を実施できるものとする。

③ 施設集約整備

以下に掲げる要件の全てに該当するものとする。

ア 撤去を行う施設の所有者が、要領第4に定める団体であること。

イ 撤去を行う施設の存する市町村が定める再編計画に基づいて実施される撤去であること。

ウ 撤去を行う農業農村施設の機能が、他施設に集約されること。

エ 撤去された農業農村施設の跡地において、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理又は地域保全活動等を目的とした利用が行われる見込みであること。

オ 施設の撤去跡地の整備の対象が、整地、土留め工等であること。

④ 施設環境整備

当該施設の整備にあつては、車いすでの利用を可能とするための改修等高齢者・障害者の利用に資するための建物の改修を行うものとする。

⑤ 集落土地基盤整備事業

ア 非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域（以下この別紙において「農用地区域」という。）以外の区域の農用地をいう。）についてその性格に鑑み農用地区域内農用地の整備水準との差をできる限り設けて行うもの。

イ アと一体的に整備することが重要な農用地区域内の農用地を対象とするもの。

(8) 農村資源利活用推進施設整備事業

施設の整備に当たっては、受益者は3者以上の農業者を対象とし、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 農村資源利活用推進施設とは、農村地域における農産廃棄物等の地域資源を熱、電力等のエネルギーに変換し、農村地域に供給する施設とする。

イ 農村地域における農産廃棄物等の地域資源とは、農村地域に現有する太陽熱、太陽光、風、水、温水、ガス等の自然エネルギー資源及び農産廃棄物、家畜ふん尿、集落排水汚泥、生ごみ、間伐材等の有機性資源とする。

ウ 施設の整備は次のとおりとする。

① 農村地域の地域資源を熱、電力等のエネルギーに変換し、農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設に地域資源由来のエネルギーを供給する施設及びこれらに附帯する施設

② ①に付随して市町村、農業協同組合等が事業実施主体となって、地域住民の生活環境改善のために整備する教育施設、社会福祉施設等又は集落の活性化のために整備する地場産業振興施設、宿泊・交流施設、スポーツ・レクリエーション施設等に地域資源由来のエネルギーを供給する施設

なお、附帯する施設の整備は、敷地整備、構内整備、駐車場の整備、緑化等とし、有機性資源を利活用する施設にあつては、有機性資源の処理、再利用等のための施設とし、高速堆肥化処理施設その他の堆肥化処理関連施設（たい肥舎、たい肥の成分分析に係る機器、家畜ふん尿の処理利用に係る運搬等機械等）、ごみ燃料化施設（固形燃料化施設、炭化施設、ガス化施設等）等とする。

- エ 温水、ガス等の地域資源発掘のためのボーリング事業は対象としないものとする。
 - オ 施設の規模については、概算建設費が発電施設の運営による収入等の見込み額を下回るものとする。
 - カ 発電施設の運営による収入等とは、売電収入、発電による光熱費削減額、バイオマス等発電施設における肥料販売収入、廃棄物処理費等収入等とする。
- 3 この要領において「耕作放棄地」とは、おおむね過去2年以上作物が栽培されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されると見込めない農地をいう。
- 4 2の(5)の⑥のイの計画等とは、次のとおりとする。
- (1) 国土保全緊急支援プロジェクト整備計画（国土保全緊急支援プロジェクト実施要綱（平成10年12月11日付け10構改D第695号）第2に基づく計画をいう。）
 - (2) 農山漁村高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成7年4月1日付け7農蚕第1840号農林水産事務次官依命通知）別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢化ビジョンをいう。）
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、上記に準ずる地方公共団体が策定した計画

第3 計画の作成

- 1 要領第5の1の整備計画については、次のとおりとする。
- (1) 整備計画は、別記様式第10号その1により市町村長が作成するものとする。
 - (2) 整備計画は、次に掲げる全ての要件を満たす地域に含まれる集落（複数の集落の場合にあっては連続する集落）の区域内を対象として作成するものとする。
 - ア 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であること。
 - イ 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）であること。
 - ウ 要領別表区分の欄1の事業種類の欄(9)を実施する場合は、営農を継続し農業生産性の向上を図る見込みのある農地に耕作放棄地等が介在する地域であること。
 - (3) 整備計画においては、区域の設定、整備の方向等に関する基本的な事項を定めるものとする。なお、区域の設定は、生産区域と粗放的管理区域とに区分して設定するものとする。
 - (4) 市町村長は、整備計画を作成しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律第8条及び第9条に規定する農業振興地域整備計画の達成に努めるとともに、その他の地域計画との調和に配慮するものとする。また、地権者及び土地改良区、農業委員会、農用地利用改善団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項の市町村の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。以下この別紙において同じ。）その他土地利用の調整に密接な関係を有する団体の意見

を聴くものとする。

(5) 市町村長は、整備計画を作成したときは、別記様式第 11 号により整備計画承認申請書を都道府県知事に提出するものとする。

(6) 都道府県知事は、(5)の規定による申請を審査し、整備計画が次の要件の全てに該当するときは当該整備計画を承認し、別記様式第 12 号によりその旨を市町村長に通知するものとする。

ア 当該整備計画により整備することが耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全に資すると認められること。

イ 当該整備計画が優良農地の保全に資すると認められること。

ウ 当該整備計画が地権者その他土地利用の調整に関係する団体の意向を反映したものであり、当該整備計画に定められた事業が円滑に推進されると見込まれること。

(7) 整備計画の変更を行うときは、(1)から(6)までの規定を準用するものとする。

(8) 整備計画は、次の観点に即して作成するものとする。

ア 区域の設定

① 生産区域及び粗放的管理区域の設定については、地権者等の意向に基づいて行うものとする。

② これら区域の設定に当たっては、優良農地の確保を図る観点から、地権者及び土地改良区、農業委員会、農用地利用改善団体その他土地利用の調整に密接な関係を有する団体の協力を得て、その円滑な推進に努めるものとする。

イ 整備の方向

① 生産区域

農業の生産に係る土地の生産性の向上を目的とした整備方向を定めるものとする。

② 粗放的管理区域

耕作放棄に伴う悪影響の除去、耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全等の視点に立脚した施設等の整備方向を定めるものとする。

2 実施地域の選定及び事業計画の作成に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

(1) 総合整備事業の事業実施地域は、農業生産活動、地域活動等の組織的つながりから判断して、総合整備事業の総合的、効果的实施等が見込まれる一体的集落を単位とする地域とする。

(2) 関連する既存の他の事業（以下この別紙において「関連事業」という。）の実施地域において総合整備事業を計画する場合は、両事業の間の趣旨、計画の整合性等に留意した上で関連事業との連携及びこれら事業の円滑な実施に努めるものとする。

(3) 要領別表区分の欄 1 の事業種類の欄に掲げる事業のうち、事業規模等から他の都道府県営事業で単独に実施したほうが適切であると判断されるものについては、関連事業として計画し、総合整備事業との一体的効果発現に努めるものとする。

(4) 農用地再編パイロット事業等の国営土地改良事業を調査又は計画中の市町村にあっては、総合整備事業を効率的に組み合わせて実施するよう配慮す

るものとする。

- (5) 総合整備事業で実施する農業生産基盤整備事業の計画及び設計に当たっては、極力地元関係者の創意工夫を反映させるとともに、地域の条件に適合した工法等を採用し事業の経済的施行に努めるものとする。
- (6) 中山間地域の国土保全機能の維持及び良好な自然景観の保全に配慮した事業の弾力的な実施に努めるものとする。
- (7) 農業生産基盤整備事業の団地構成及び施設配置は、地域の地形等の立地条件、国土保全機能等を勘案し弾力的に設定することができるものとする。ただし、各事業種類別の実施範囲及び規模は、複数の受益者のまとまりのある受益地を対象として決定することとする。
- (8) 総合整備事業による施設の設置は、その管理者、維持管理方法及び費用の負担方法を明らかにし、関係者の同意を得た上で着手するものとする。
- (9) 総合整備事業と一体的な構想の下で整備する地方単独事業等による施設のうち、複数市町村が連携して活用する施設については、単独市町村の施設とせず、県営の施設として実施できるよう努めることとする。
- (10) 事業実施主体は、事業計画の作成に当たって必要がある場合には、総合整備事業により整備される施設の予定管理者と協議調整を図るものとする。
- (11) 総合整備事業により整備される施設の維持管理が適正に行われると認められ、必要に応じて予定施設管理者の同意が得られていること。ただし、実施計画等策定事業にあつては、この限りではない。
- (12) 事業の規模が適正に計画されており、円滑な実施が見込まれること。
- (13) 事業の実施について、地元関係者等の意欲が高いこと。
- (14) 地域の実情に即し、等高線区画のほか場整備等を効果的に実施するものであること。

第4 事業の実施

- 1 第2の1の(3)により点検診断を実施した場合には、点検診断結果、これに基づく検討内容等をまとめた農道保全対策計画を作成するものとする。
- 2 要領第6の1の(1)のイの「別に定める要件を満たす地域」とは、事業完了後、次に掲げる報告を行うことが予定されている地域とする。
 - (1) 事業完了後の経過報告
事業実施主体は、完了年度の翌年度及び完了年度の5年後の年度に、「事業計画」を踏まえ、計画地目に対する現況を調査し、翌年度の6月末日までに生産区域現況地目調査報告書（別記様式第13号）により、県営事業においては地方農政局長等に、市町村営事業においては都道府県知事を経由して地方農政局長等に現況を報告すること。
 - (2) 改善計画の策定
(1)の結果、都道府県知事が第3の1の(6)のア及びイの要件に該当していないと判断される場合には、事業実施主体は、改善計画を策定し、関係機関との連携により改善を図ること。
- 3 要綱第9の2の「農村振興局長が別に定める事業」とは、要領別表区分の欄1の事業種類の欄(1)から(8)の事業とする。

第5 計画の変更

要領第9の1(3)のその他主要工事の著しい変更は、次のとおりとする。

- 1 要領別表の区分の欄1の(1)の事業にあつては、総延長の20%以上の増減
- 2 要領別表の区分の欄1の(2)の事業にあつては、総延長の20%以上の増減
- 3 要領別表の区分の欄1の(3)の事業にあつては、総面積の20%以上の増減
- 4 要領別表の区分の欄1の(4)の事業にあつては、造成面積の20%以上の増減
- 5 要領別表の区分の欄1の(5)の事業にあつては、施設種類の新設又は廃止
- 6 要領別表の区分の欄1の(6)の事業にあつては、総面積の20%以上の増減
- 7 要領別表の区分の欄1の(7)の事業にあつては、総面積の20%以上の増減
- 8 要領別表の区分の欄1の(8)の事業にあつては、施設種類の新設又は廃止
- 9 要領別表の区分の欄1の(9)の事業のうち、用地整備事業にあつては、総面積の20%以上の増減（ただし、1,000m²に満たない増減は含まない。）、市民農園等整備事業、生態系保全施設整備事業にあつては、施設種類の新設又は廃止、遊水池整備事業にあつては、対象施設の増減
- 10 要領別表の区分の欄2の(1)の事業にあつては、総延長の20%以上の増減（ただし、1,000mに満たない増減は含まない。）
- 11 要領別表の区分の欄2の(2)の事業にあつては、用水系統の増減又は計画日最大給水量の20%以上の増減
- 12 要領別表の区分の欄2の(3)の事業のうち、集落内の排水施設の整備にあつては、総延長の20%以上の増減（ただし、1,000mに満たない増減は含まない。）、農業集落防災安全施設整備事業にあつては、施設種類の新設又は廃止
- 13 要領別表の区分の欄2の(4)の事業にあつては、総面積の20%以上の増減（ただし、1,000m²に満たない増減は含まない。）
- 14 要領別表の区分の欄2の(5)の事業にあつては、延べ床面積の20%以上の増減（ただし、200m²に満たない増減は含まない。）、施設種類の新設又は廃止
- 15 要領別表の区分の欄2の(6)の事業にあつては、受益戸数の20%以上の増減（受益戸数がない場合は、施設種類の新設又は廃止）
- 16 要領別表の区分の欄2の(7)の事業にあつては、対象施設の増減
- 17 要領別表の区分の欄2の(8)の事業にあつては、施設種類の新設又は廃止
- 18 要領別表の区分の欄2の(9)の事業にあつては、総面積の20%以上の増減（ただし、5haに満たない増減は含まない。）

第6 指導推進

- 1 要領第11の2の「その他所要の措置」とは、事業計画の対象地域において、総合整備事業を補完して活性化を促進するための各種事業の優先実施等の措置を含むものとする。
- 2 都道府県及び市町村は、事業計画の作成、事業の実施及び造成施設の維持管理に当たってその円滑な実施を図るため、事業の啓蒙、普及、指導、助言及び技術的援助を行う組織活動を推進するものとする。

第7 実施基準

別表区分の欄2の事業種類の欄(5)及び(7)の事業については、その実施基準は次のとおりとする。

- (1) 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完了した施設等を本事業に切り替えて交付対象とすることはできないものとする。た

だし、要領第 15「経過措置」を適用する場合はこの限りではない。

- (2) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品又は新材の利用による事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品若しくは古材の利用による事業を対象とすることができるものとする。また、郷土遺産に類する建物を保存又は活用する場合であって、事業実施主体が特に必要であると認める場合にあつては、当該施設に係る移転、移築、補修等の事業を対象とすることができるものとする。

この場合においては、それぞれの事業による対象は次のとおりとする。

ア 増築、改築又は併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は対象としない。

イ 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限り、対象とすることができるものとする。

ウ 古品又は古材の利用については、次によるものとする。

(ア) 古品又は古材を利用する場合は、古品又は古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。

(イ) 使用する古品又は古材の材質、規格、型式等は、新品又は新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品又は新資材と同程度の耐用を有するものでなければならないものとする。

(ウ) 古品又は古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品又は新資材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品又は古材は、助成の対象としないものとする。

(エ) 古品を使用する施設について対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は対象としないものとする。

- (3) 既存施設のうち、災害時に避難場所として活用される等、災害により人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設であつて、事前に施設の機能診断及び耐震診断を行った結果、その整備、補強又は機能強化が必要であると認められたものについての事業は、対象とすることができるものとする。この場合において、それぞれの事業による対象については、(2)のアからウまでの規定を準用する。

- (4) 対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表等による耐用年数が 5 年以上のものとする。

- (5) 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 浴室は当該施設における利用者数に応じた適正な規模であるものとする。

イ 温泉水の活用は認めない。

- (6) 大型遊具、ゴルフ施設、これらと類似の施設等は、交流促進が図られる場合にあつても対象としないものとする。

- (7) 施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。

- (8) 個人施設、目的外使用のおそれがあるもの及び事業効果の少ないものは、対象としないものとする。
- (9) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。
- (10) 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならない。
- (11) 施設の整備に係る用地が確保される見通しが無い等事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生しているものは、対象としないものとする。
- (12) 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まなければならない。
- (13) 事業実施主体等が施設等の管理及び運営を行うに当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。また、施設の運営により得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設のうち、事業費で5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。
- (14) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まなければならない。
- (15) 別表の事業メニュー欄に掲げる生産・販売・交流・農泊等施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと。
- (16) 対象施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ（プラスチック製通い容器及び荷受調整用のものに限る。）、運搬台車のうち低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトは除く。）、チェーンソー（研修のためのものを除く。）、汎用性のある備品等は対象としない。
- (17) 別表に掲げる事業メニューの施設整備のうち、宿泊施設の整備については、原則として対象外とする。
- ただし、次のア又はイ、ウ及びエに掲げる要件を満たす施設であって、体験交流機能に加え必要最小限の宿泊機能を備えた施設の整備を行う場合であっても、この限りではない。
- ア 子どもの農山漁村交流活動において、学校・学級単位等の体験に対応する施設であること。
- イ 都市と農山漁村との交流の推進に真に必要な施設であって、農山漁村体験や農林漁業体験と一体不可分の利用形態を備えているものであること。
- ウ 1部屋当たりの宿泊形態が、家族、学級、学年若しくは学校単位等、集団で宿泊するための施設であること。
- エ 1計画の宿泊室数が原則として10室以内であること。ただし、既存施設を活用する場合についてはこの限りではない。
- (18) 施設の延べ床面積の合計が1,500㎡を超える施設の整備については、対象としないものとする。ただし、既存施設を活用する場合については、延べ床面積1,500㎡分までを対象とし、これを超える部分については対象外とする。
- (19) 施設の上限事業費は延べ床面積1㎡当たり29万円以内とし、これを超え

る部分については補助の対象外とする。ただし、別表に掲げる事業メニューのうち生産・販売・交流・農泊等施設整備事業のうち農産物処理加工施設、農産物集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設（研修用の機械施設等）、地域販売力強化施設（生産・加工施設等）、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備のうち低コスト耐候性ハウスについては、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に準ずるものとする。

- (20) 対象事業の受益者数は、一の箇所又は一の施設の個々の施設等について、それぞれ農業者が 3 名以上となるものとする。

第 8 固定価格買取制度との調整等

- 1 要領別表区分の欄 2 の事業種類の欄(8)により農村資源利活用推進施設を整備し、都道府県、市町村、地域協議会等が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 農村資源利活用推進施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入（1 の調整を除いた額）が、必要電力の買電に係る費用、発電施設の運営経費及び電力供給対象施設の維持管理費の合計額を上回る場合においては、その差額に国の交付率を乗じた額を国庫に納付するものとする。
- 3 2 のうち小水力発電施設の管理者は、「国の補助に係る農業農村整備事業により整備された小水力発電施設の取扱いについて」（平成 31 年 2 月 27 日付け 30 農振第 3035 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、国庫納付を行うものとする。